

## 長崎県自殺対策専門委員会設置要領

(目的)

第1条 自殺対策について、県民の知識の高揚、関係者の資質の向上及び自殺予防から遺族支援までの体制整備を行うことにより、自殺者の減少を図ることを目的として、長崎県自殺対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所管業務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について協議、調整等を行う。

- (1) 心の健康づくりに関する研修に関すること。
- (2) 心の健康づくりに関する普及啓発に関すること。
- (3) 長崎県自殺対策連絡協議会における検討課題に関すること。
- (4) その他、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会の委員は、次に掲げる関係機関等の実務者20名以内で構成する。

- (1) 大学
- (2) 教育
- (3) 労働
- (4) 医療
- (5) 関係団体
- (6) 警察
- (7) 司法
- (8) 市町
- (9) 保健所
- (10) 長崎子ども・女性・障害者支援センター
- (11) その他

2 専門委員会の委員に事故あるときは、代理の委員が出席できる。

3 専門委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員)

第4条 委員の任期は当該年度の4月1日から翌年度の3月31日の2年間とする。ただし、委員の欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置く。

2 委員長は、長崎子ども・女性・障害者支援センター所長とし、会務を総括する。

3 専門委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、長崎子ども・女性・障害者支援センターが行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、専門委員会において定めるものとする。

附則

この要領は、平成18年12月25日から適用する。

この要領は、平成19年6月8日から適用する。

この要領は、平成21年2月2日から適用する。

この要領は、平成24年5月11日から適用する。

### 長崎県自殺対策専門委員会委員名簿

浦田 実	長崎県長崎子ども・女性・障害者支援センター所長（※委員長）
穂山 明正	長崎県精神科病院協会
前田修央人	長崎県司法書士会
森 文穂	長崎県西彼保健所
尾上英次郎	(社)長崎県看護協会
上戸 穂高	長崎県医師会
林 健司	三菱重工業株長崎造船所
三矢 泰彦	(福)長崎いのちの電話
吉田 博嗣	長崎県教育庁義務教育課 児童生徒支援室
久保 真紀	諫早市
樽見 啓介	長崎産業保健総合支援センター
小泉 朋子	長崎県弁護士会
勝矢 玲子	長崎市地域保健課
中道 親昭	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
柳迫 洋一	長崎県警察本部生活安全企画課
中根 秀之	長崎大学大学院医師薬学総合研究科
古賀 京子	長崎県食品安全・消費生活課
山口 和浩	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表
中村 美穂	長崎県県央保健所

(平成30年3月30日現在、順不同、敬称略)